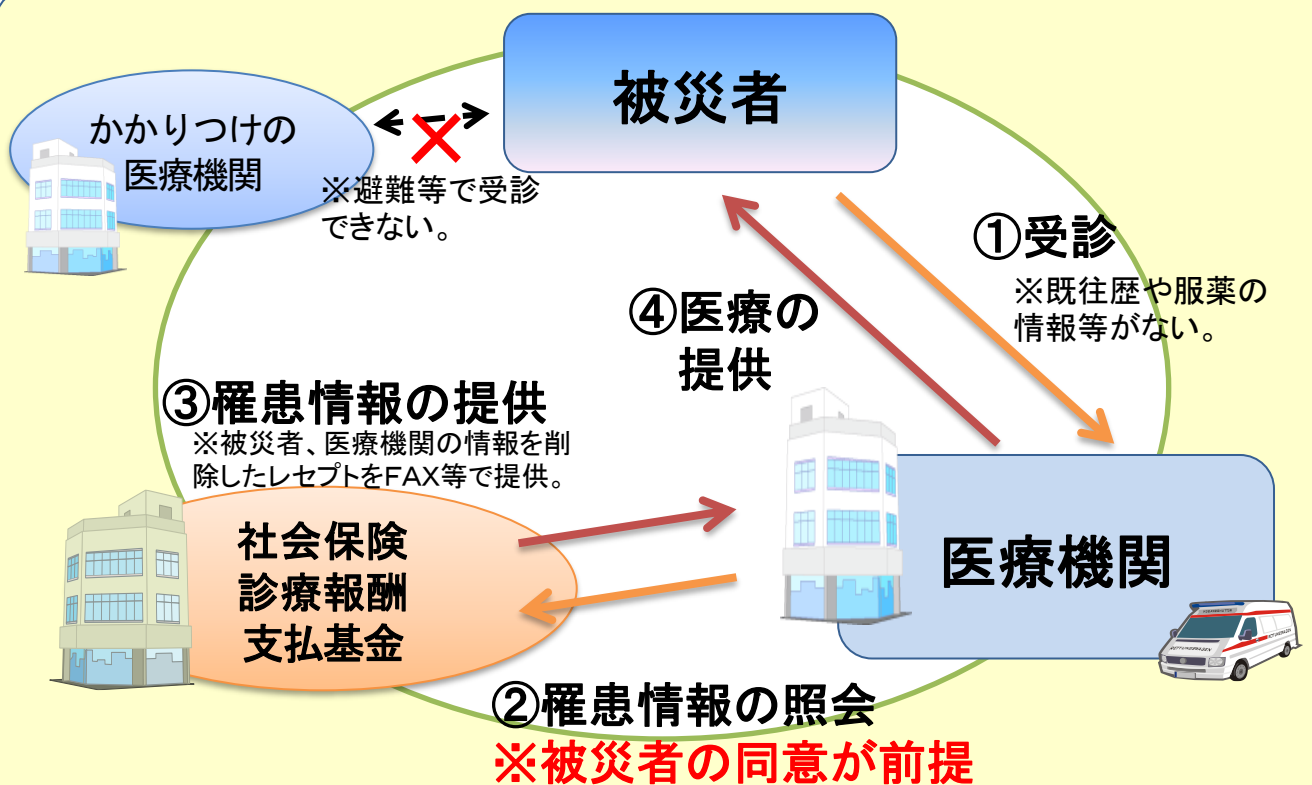


三重県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 令和7年9月12日からの大雨に伴う災害により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

○社会保険診療報酬支払基金 三重審査委員会事務局

平日の場合：059-228-9195（代表）

（9：00～17：30）

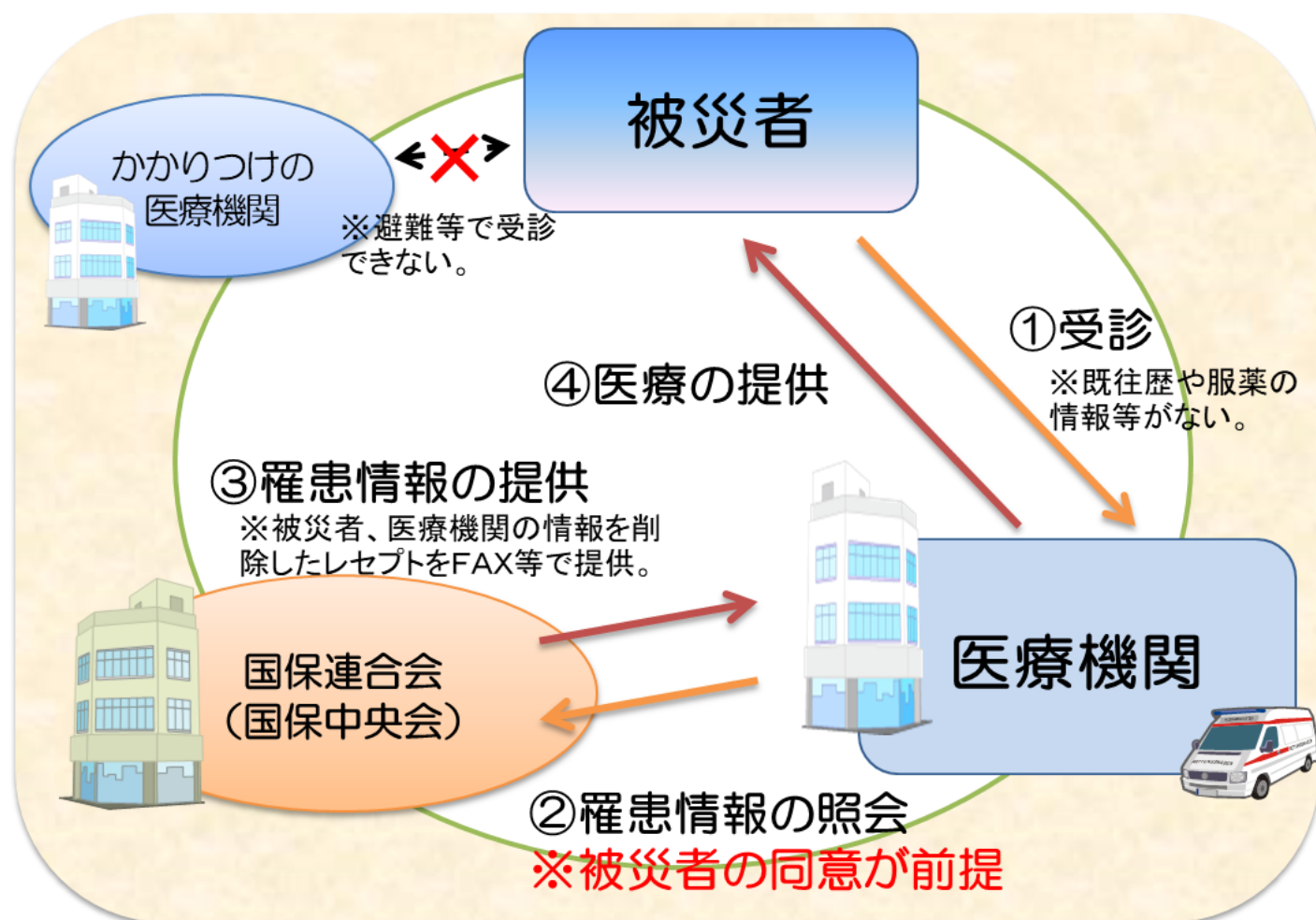
休日の場合：059-991-0876（事務局長 藤井）

：059-991-0906（業務課長 園部）

（9：00～17：30）

三重県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 令和7年9月12日からの大雨により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する国保連合会が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、国保連合会からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

三重県国民健康保険団体連合会審査第1課管理係

平日の場合：059-228-5189（9：00～17：30）

休日の場合：059-228-5189（9：00～17：30）

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 13 日

三重県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
三重審査委員会事務局

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害により被災した被保険者等
における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害」につきましては厚生労働省保険局医療介護連携政策課等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

社会保険診療報酬支払基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の

同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について記録する。

4. 医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査事務センター（分室）及び審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金三重審査委員会事務局

平日の場合：059-228-9195（代表）

休日の場合：059-991-0876（事務局長 藤井）

：059-991-0906（業務課長 藺部）

連絡可能時間：9時00分から17時30分

事 務 連 絡
令和7年9月13日

三重県医師会 御中

三重県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に係る既往歴等の提供
について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和7年9月12日からの大雨により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

三重県国民健康保険団体連合会 審査第1課管理係

平日の場合 : 059-228-5189

休日の場合 : 059-228-5189

連絡可能時間 : 9時00分から17時30分